

入 札 説 明 書

こどもの虐待防止推進及びヤングケアラー
普及啓発業務一式

令和5年5月

こども家庭庁
支援局虐待防止対策課

I 入札手続等に関する事項

1 契約担当官

支出負担行為担当官 こども家庭庁支援局長 吉住 啓作

2 調達内容

(1) 調達件名及び数量 こどもの虐待防止推進及びヤングケアラー普及啓発
業務一式

(2) 調達案件の仕様等 仕様書【別冊2】による

(3) 契約期間 契約締結日から令和6年3月29日(金)

(4) 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所

(5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、

① 総合評価のための性能、機能及び技術等(以下「性能等」という。)に関する書類(以下「総合評価に関する書類」という。)を提出しなければならない。

② 入札者は、仕様書に定める業務の履行に要する一切の諸経費(旅費・諸謝金及び会場借上料、使用料は除く)を含め、契約金額を見積もるものとする。

③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(円未満の端数切り捨て)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び71条に規定にされる次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

① 当該契約を締結する能力を有しない者(未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)及び破産者で復権を得ない者

② 以下の各号のいずれかに該当すると認められ、3年以内の期間を定めて、一般競争に参加させないこととした者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。)

ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得る

ために連合した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 前各号のいずれかに該当する者を、契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

(3) 令和 04・05・06 年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において、内閣府大臣官房会計課長から「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) その他予算決算及び会計令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格を有する者であること。

(5) 社会保険料等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。

(6) この入札書提出期限の直近 1 年間に於いて、内閣府が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出

① 受領期限

令和 5 年 6 月 30 日（金）14 時 00 分まで

② 提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒100-6090 東京都千代田区霞が関 3-2-5

こども家庭庁支援局虐待防止対策課自治体支援係 宮下/佐々木

電話：03-6771-8030

メール：gyakutaiboushi.jichitaishien@cfa.go.jp

③ 提出方法

- ・ 入札書（**別紙 1**）は原則として紙により郵送で提出するものとする（直接提出を希望する場合は、事前に問い合わせること）。
- ・ 入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官こども家庭庁支援局長殿）及び「こどもの虐待防止推進及びヤングケアラー普及啓発業務一式に係る入札書在中」と記載しなければならない。

- ・ 開札時の立ち会いを実施しないため、複数（原則、第5回目開札分まで）の入札書を提出するものとする。なお、入札書はそれぞれ別の封筒に入れ封印し、開札順が分かるようにすること。
- ・ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

④ 入札説明会の日時及び場所

入札に関する説明会は、令和5年5月19日（金）14時00分から、「Teams」を活用して行うことを予定している。当該説明会への参加希望者は、前日（土日・祝日である場合は、前営業日）までに担当事務官に申し込むこと。

⑤ 技術審査委員会及びプレゼンテーションの日時及び場所

技術審査委員会及びプレゼンテーションは、令和5年7月上旬に、「Teams」を活用して行うことを予定している。本入札に参加し、かつ技術審査委員会及びプレゼンテーションへの参加希望者は、「① 受領期限」の前日（土日・祝日である場合は、前営業日）までに担当事務官に申し込むこと。

（2）入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

また、入札に参加した者が、誓約書（別紙5）を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

- ② 国の物品等又は役務の調達手続きの特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は無効とする。

（3）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることができる。

（4）代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札書提出時に委任状（別紙2）を提出しなければならない。

- ② 委任状の日付は、提出日を記入すること。

- ③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

5 開札

（1）開札の日時及び場所

令和5年7月12日（水）14時00分
〒100-6090 東京都千代田区霞が関3-2-5
こども家庭庁支援局虐待防止対策課

(2) 開札の立ち会い

原則実施しない。開札結果については、電話及びメールで行うこととする。

(3) 再度入札の取扱い

上記の事由により、開札の立ち会いを実施しないため、事前に複数の入札書を提出すること（原則、第5回目分まで）。入札者又はその代理人の入札のうち、全てが予定価格の制限に達した価格の入札の場合、事前に提出された入札書（第2回目以降開札分）から再度入札を行う。

なお、いずれの入札価格も予定価格を超えている場合は、当初の入札者をして引き続き入札を行うこととする。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、応札資料作成要領（別紙3）のとおり本入札説明書事項「3 競争参加資格」を有することを証明する書類及び提案書等を令和5年6月30日（金）14時00分までに紙及び電子媒体で提出すること。

なお、開札日までの間において、支出負担行為担当官から競争参加資格を有することを証明する書類等に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(3) 競争参加資格確認書類及び総合評価に関する書類

- ① 提出書類及び部数は応札資料作成要領のとおりとする。
- ② 資料等の作成に要する費用は提出者の負担とする。
- ③ 提出された書類の返却、差替（書類の追加含む）及び再提出は、原則認めない。
- ④ 支出負担行為担当官は、提出された書類を提出者に無断で目的以外に使用しない。
- ⑤ 虚偽又は不正の記載をしたと判断される書類は評価の対象としない。

(4) 落札者の決定方法

総合評価方式とする。

- ① 本入札説明書事項「4（1）入札書の提出」に従い入札書を提出した入札者であって、本入札説明書事項「3 競争参加資格」及び仕様書【別冊2】の要求要件をすべて満たし、本入札説明書において明らかにした性能等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該入札者の価格及び性能、機能、技術等をもって申し込みをした内容が「総合評価の方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
- ② 総合評価の数値は最も高い場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされない

おそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、総合評価の数値が最も高い者を落札者とする。

- ③ 落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者の決定をするものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ④ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭またはメールにより通知するものとする。
- ⑤ 落札者は、支出負担行為担当官が指定する期日までに、入札額の詳細な積算内容を記した内訳書を提出するものとする。

(5) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ⑤ 総合評価において評価した性能等については、契約書にその内容を記載する。

(6) 支払条件

契約書（案）【別冊1】に定めるとおり、適法な支払請求書を受領した日から、30日以内に契約金額を支払う。

(7) 技術審査委員会への説明

こども家庭庁支援局虐待防止対策課が定めるこどもの虐待防止推進及びヤングケアラー普及啓発業務一式技術審査委員会から提案書に関する説明の求めがあった場合、対応するものとする。

II 総合評価に関する事項等

- 1 調達案件の仕様等
仕様書【別冊2】のとおりとする。
- 2 総合評価に関する事項
評価基準書・基準票【別冊3】のとおりとする。
- 3 総合評価の方法
 - (1) 性能等に対する得点配分と、入札価格に対する得点配分は2：1とする。
 - (2) 入札価格の評価方法については次のとおりとする。
入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。
 - (3) 価格及び性能等に係る総合評価は、入札者の入札価格の得点に当該入札者の申し込みに係る性能等の各評価項目の特定の合計を加えて得た数値をもって行う。
- 4 提出書類及び部数
応札資料作成要領【別紙3】のとおりとする。
- 5 調達案件の検査等
 - (1) 落札者が提出した総合評価に関する書類に記載されている内容は、仕様書等と同様に全て納入検査の対象とする。
 - (2) 納入検査終了後、当該物品を使用している期間中において、落札者が提出した総合評価に関する書類に虚偽の記載があることが判明した場合は、損害賠償を請求できることとする。
- 6 その他
 - (1) 提出した提案書を発注者の許可無く公表、又は使用してはならない。
 - (2) 提出された提案書は返却しないこととする。
 - (3) 提出された提案書のデザイン・イラスト、構成等について、契約後に変更等の指示をすることがある。

III 様式等

- ・別紙1 入札書
- ・別紙2 委任状
- ・別紙3 応札資料作成要領
- ・別紙4 こどもの虐待防止推進及びヤングケアラー普及啓発業務一式に係る提案書の提出について
- ・別紙5 暴力団等に該当しない旨の誓約書

- ・別紙 6 保険料納付に係る申立書
- ・別紙 7 - 1、7 - 2 従業員への賃金引上げ計画の表明書
- ・別冊 1 契約書（案）
- ・別冊 2 仕様書
- ・別冊 3 評価基準書・基準票

入 札 書

¥ _____

件名：こどもの虐待防止推進及びヤングケアラー普及啓発業務一式

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商 号

代 表 者

印

代 理 人

印

支出負担行為担当官

こども家庭庁支援局長 殿

委 任 状

(住所) _____

私は、(氏名) _____ 印 を代理人と定め下記

事項の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

(委任事項) こどもの虐待防止推進及びヤングケアラー普及啓発業務一式

令和 年 月 日

住 所

商 号

代 表 者

印

支出負担行為担当官

こども家庭庁支援局長 殿

応札資料作成要領

1 事業名

こどもの虐待防止推進及びヤングケアラー普及啓発業務一式

2 提案書の作成・提出内容

(1) 提出書類 ※写しは会社名無し、もしくは会社名をマスキングすること

- ① 提案申請書 (別紙4) 1部
- ② 提案書 7部 (原本1部・写し6部)
- ③ 評価基準票 (提案書項番号を記載したもの) 7部
- ④ 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格 (全省庁統一資格) (写) 1部
- ⑤ 提出者の概要 (会社概要、会社履歴書等) が分かる資料 1部
- ⑥ 過去3年の類似案件に関する実績が分かる資料 7部 (原本1部・写し6部)
- ⑦ 暴力団等に該当しない旨の誓約書 (別紙5) 1部
- ⑧ 保険料納付に係る申立書 (別紙6) 1部
- ⑨ 従業員への賃上げ計画の表明書 (別紙7-1、7-2) 1部
- ⑩ 下記のア～エの書類について該当する場合は、当該書類 (写) 1部

ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。) に基づく認定 (えるぼし認定及びプラチナえるぼし認定) に関する基準適合一般事業主認定通知書 (平成28年3月25日府共第262号内閣府男女共同参画局長通知「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針に基づく取組の実施について (依頼)」 (以下「内閣府局長通達」という。) の参考3-1)

イ 次世代育成支援対策推進法 (平成15年法律第120号) に基づく認定 (くるみん認定及びプラチナくるみん認定) に関する基準適合一般事業主認定通知書 (内閣府局長通達の参考3-2から3-4)

ウ 青少年の雇用の促進等に関する法律 (昭和45年法律第98号) に基づく認定 (ユースエール認定) に関する基準適合事業主認定通知書 (内閣府局長通達の参考3-5)

エ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届 (内閣府局長通達の参考3-6)

(2) 提出期限

令和5年6月30日 (金) 14時00分

(3) 提出先

〒100-6090 東京都千代田区霞が関3-2-5

こども家庭庁支援局虐待防止対策課自治体支援係 宮下/佐々木

電話: 03-6771-8030

メール: gyakutaiboushi.jichitaishien@cfa.go.jp

(4) 提出に当たっての留意事項

- ① 写しの提案書等については、会社名、ロゴマーク等一切記載せず、提案者が特定できないように最大限の配慮を行うこと。
 - ② 十分分かりやすい日本語で記載すること。なお、パンフレット等で日本語以外の資料がある場合には、該当する部分の日本語訳を添付すること。
 - ③ 提案書について、A4判カラーにて作成すること。
 - ④ 極力ページ数を抑える(原則100ページ以内とする)こと。
 - ⑤ 特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を持っていない者でも評価が可能な提案書を作成すること。なお、必要に応じて、用語解説などを添付すること。
 - ⑥ こども家庭庁側から連絡が取れるように、提案申請書には連絡先（担当、部署、電話、メールアドレス）を明記すること。
 - ⑦ 補足資料の提出やヒアリング等を求める場合があるので、こども家庭庁の指示に従い対応すること。
 - ⑧ 提案書記載事項、評価項目及びその評価基準を踏まえた提案とすること。
 - ⑨ 「賃上げを表明した企業等」の項目についての加点を希望する場合は、別紙7-1、7-2「従業員への賃上げ計画の表明書」を契約担当官等に提出すること。
なお、表明書については、別紙7-1、7-2の内容が具備されていれば、任意様式で差し支えない。
- (5) 書類作成に要した経費負担
提案書等の作成に要した経費は、全て提案者の負担とする（審査により選外となった事業者も含め、経費は一切支出されない。）。

3 留意事項

- (1) 特許権及び著作権等のある者を提案に利用する場合には、事前に承諾を得ること。
- (2) 受託者は、調査票の作成・印刷・発送及び報告書の納品まで責任を持って契約書のとおり履行すること。
- (3) 受託者は、発注者に対して定期的に報告又は打合せを行い、期限内に完成すること。
- (4) 採用された企画案の著作権その他の権利はこども家庭庁に帰属すること。
- (5) 採用された事業者は、以下の理由以外は、この仕様書及び納品場所についての不明を理由として異議又は契約の解除を申し出ることにはできない。
 - ① 契約期間内に予期することが出来ない経済事情等が生じ、契約の履行ができなくなった場合。
 - ② 申し出に正式な理由があると支出負担行為担当官が認めたとき。
- (6) 賃上げの実施の確認について
落札者が表明した賃上げを実施したかどうかを確認するため、事業年度（もしくは暦年）終了後、以下の1もしくは2の方法により確認を行う。
 - ① 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度における「法人事業概況説明書」を作成し、速やかに契約担当官等に提出すること。なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事

業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出すること。

② 暦年により賃上げを表明した場合には、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を作成し、速やかに契約担当官等に提出すること。

(7) 減点措置について

賃上げの実施の確認により、表明した賃上げを実行していないと判断される場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点の減点措置を行うものとする。なお、減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。減点措置開始時期については、減点事由判明時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとする。

(8) この作成要領に疑義が生じた場合は、担当事務官まで問い合わせること。

提案書記載事項

提案書には、以下に掲げる内容を記載すること。

1 提案の趣旨

本仕様書における「4 訴求対象」に向け、掲げた「3 方針」及び「5 訴求ポイント」を参考に「2 目的」を達成するために効果的な事業内容を記載すること。

2 事業全体について

- (1) 要員計画及び履行体制・分掌組織図（可能な限り詳細に記載すること）
- (2) 業務工程表、実施スケジュールについて具体的に記載すること。
- (3) 費用の明細が分かる資料（可能な限り詳細に記載すること）

3 事業内容について

- (1) 本仕様書に記載されている事項について、同等以上の効果が得られる事業を記載すること。
- (2) 外部アドバイザーの起用にあたっては、当該氏名を記載すること。
- (3) クリエイティブのデザインイメージ（案）は趣旨や根拠とともに記載すること。
- (4) コンテンツのデザインイメージ（案）は趣旨や根拠とともに記載すること。
- (5) ホームページのデザインイメージ（案）は趣旨や根拠とともに記載すること。
- (6) 著名人、イラストレーター等を起用する場合は当該氏名を記載すること。
- (7) 広報戦略（媒体選定、投入量、タイミング等）を記載すること。
- (8) 訴求対象やセグメントの工夫、掲載期間（時間帯）等を記載すること。
- (9) 見込まれる広報効果（視聴回数等）の数値指標とともに具体的に記載すること。
- (10) イベント実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を記載すること。
- (11) 本仕様書の記載事項の他、効果的な広報がある場合は、趣旨や根拠とともに明確に記載すること。

4 事業のフォローアップ（事前評価及び事後検証等）

- (1) 浸透効果の事前評価及び事後検証の方法について、具体的に記載すること。
- (2) 事業実施後に予想される効果的な広報の方法や必要とされる事項等について、可能な限り具体的に記載すること。

5 その他

- (1) 提案書提出者の概要（会社概要等）が分かる資料を添付すること。
- (2) 過去3年以内の類似案件に関する実績が分かる資料を添付すること。

(別紙4)

令和 年 月 日

こども家庭庁支援局長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

こどもの虐待防止推進及びヤングケアラー普及啓発業務一式に係る
提案書の提出について

こどもの虐待防止推進及びヤングケアラー普及啓発業務一式の入札に関し、仕様書を満たすことを証明するため、総合評価に関する提案書を提出いたします。

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私

当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所(又は所在地)

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

印

こども家庭庁支援局長

殿

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの当社事業年度）
（又は令和5年）において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前
年）増加率3.0%以上とすること
を表明いたします。（又は 従業員と合意したことを表明いたします。）

令和 年 月 日
（住所又は所在地）
社名及び法人名、代表者名
代表者氏名

上記の内容について、我々従業員は、令和 年 月 日に、「 」という
方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日
（住所又は所在地）
社名及び法人名
従業員代表 氏名 印
給与又は経理担当者 氏名 印

※ 下線部については、実情に応じて括弧内の記載を選択すること。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの当社事業年度）
（又は令和5年）において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前
年）増加率1.5%以上とすること
を表明いたします。（又は 従業員と合意したことを表明いたします。）

令和 年 月 日
（住所又は所在地）
社名及び法人名、代表者名
代表者氏名

上記の内容について、我々従業員は、令和 年 月 日に、「 」という
方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日
（住所又は所在地）
社名及び法人名
従業員代表 氏名 印
給与又は経理担当者 氏名 印

※ 下線部については、実情に応じて括弧内の記載を選択すること。